

建築面積の敷地面積に対する割合	該当 条文	法第52条10項、53条

都市計画道路を前面道路とみなす許可を受けた場合の建ぺい率制限

□ 内 容

下図の場合、法第52条第10項の規定により、都市計画道路（法第42条第1項第4号に該当するものを除く。）を前面道路とみなす許可があったものは、建ぺい率の算定にあたって敷地面積に①を含めてよいか。

□ 取 扱

②のみの敷地面積で建ぺい率を算定する。